

『アイランド ジー・アイ ケアプラン』重要事項説明書

1、法人概要説明

法人名称	株式会社 アイランド ジー・アイ
法人代表者	石野 政道
法人所在地	瑞浪市益見町二丁目130番地 電話 0572-66-1866 fax 0572-66-1867

2、事業所概要説明

事業者名	アイランド ジー・アイ ケアプラン
事業所所在地	瑞浪市益見町二丁目130番地 電話 0572-66-1870 fax 0572-66-1867
事業者認定番号	2171600022
運営法人名	株式会社 アイランド ジー・アイ
管理責任者	工藤 光代
通常の実施地域	瑞浪市
使用する課題分析表	事業所の定める様式。他に介護支援専門員の選択による分析表
相談を受ける場所	利用者宅等、病院や施設、事業所相談専用区域内

3、事業 内容説明

通常のサービス	居宅サービス計画の作成及び付帯する業務 給付管理業務 要介護認定申請、区分変更申請の支援業務 指定居宅サービス事業者等の連絡調整及び付帯する業務
---------	---

4、利用日及び利用時間

営業時間	午前 8:30～ 午後 5:30
営業日	月曜日から土曜日、ただし年末年始を除く
必要時、上記の日時以外の対応もいたします。 また必要に応じて相談に応じることができるよう、24時間連絡可能な体制を整えています。	

5、当事業所の職員体制

- ◇ 管理責任者 1名(主任介護支援専門員)
- ◇ 介護支援専門員 1名以上(利用者の数が44名又はその端数を増すごとに1名を増員)
- ◇ 事務員 1名

6、職員の職種と役割

●管理責任者

当事業所の介護支援専門員、その他の従業者の管理、及び業務の管理を一元的に行うと共に、提供される指定居宅介護(介護予防)支援のサービスが法令等で定められる基準を遵守したものであるよう介護支援専門員、その他の従業者に指導していくとともに、従業者へ相談支援をおこない事業所の業務を管理監督していく立場にある。

●介護支援専門員

指定居宅介護(介護予防)支援の提供にあたる。なお支援の提供開始に際しては

- ①入院時に担当介護支援専門員氏名等を医療機関へ提供するよう依頼を行う
- ②複数の指定居宅(介護予防)サービス事業者等の紹介
- ③居宅(介護予防)サービス計画に位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明
上記②③が可能であることを、利用者または家族に丁寧に説明を行う
- ④前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- ⑤前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の各サービスごとの同一事業者等によって提供されたものの割合
上記④⑤を利用者または家族に丁寧に説明を行う

7、利用料金

ア	法定代理受領分	無料
	法定代理受領以外	厚生大臣の定めた額に同じとする
イ	その他の費用として、通常のサービス実施地域以外のサービス提供については本事業所から片道20 kmを超える場合 1,100 円を申し受けます。	

8、利用者からの契約の終了方法(契約書第12条)

文書での通知をもって利用者の都合にていつでも解約できます。また、契約書第12条3項の場合は自動的に終了となります。

9、事業所からの契約の終了方法(契約書第12条)

居宅サービス計画を作成する上で、やむを得ない理由がある場合、事業者より1ヶ月以上前に文書にて契約の解約を申し出ることがあります。この場合、事業者は他の居宅介護支援事業者の情報を提供します。

10、苦情申し立て・相談・お問合せ窓口について

●当事業所における苦情・相談等の受付

受付窓口：アイランド ジー・アイ ケアプラン苦情相談室 担当窓口：管理責任者

電話 0572-66-1870 ファックス 0572-66-1867

その他の窓口：(株)アイランドジー・アイ本社苦情受付センター

電話 0572-66-1866

電話での受付時間 月曜日から土曜日 午前8:30から午後5:30

●行政機関等の苦情受付

市役所の介護保険担当 瑞浪市役所 高齢福祉課 0572 68-2116

土岐市役所 高齢介護課 0572 54-1314

岐阜県国民健康保険団体連合会 058-275-9825 FAX 058-275-7635

岐阜県運営適正化委員会 058-278-5136 FAX 058-278-5137

11、当事業所における緊急時、事故発生時の対応

利用者のサービス提供中における容態悪化等の緊急時及び、事故等が発生した場合は、サービス事業所より適正な報告を受け、速やかにご家族、市町村へ報告説明を行います。

12、虐待防止に関する事項

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止の対策を講じるものとします。サービス提供中にサービス事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

指針を整備し、定期的に研修をおこない委員会を開催します。 担当者:管理責任者

13、個人情報の取り扱いについて

(契約書第13条)当事業所は当社における個人情報利用目的に定めた範囲においてのみ個人情報を利用します。情報を第三者に提供する場合は別紙にて提示し、事前に利用者および家族に同意を得た範囲内で利用者または家族の個人情報を用いることとします。

また当事業所は在籍中に知り得た利用者および家族の情報は、正当な理由なく漏洩しません。契約が終了した後、従業者の退職後も順守します。

この重要事項説明書の説明年月日		令和 年 月 日
事業者氏名	アイランド ジー・アイ ケアプラン	
所在地	瑞浪市益見町二丁目130番地	
電話・ファックス	電話 0572-66-1870 fax 0572-66-1867	
説明者氏名		